

第 1 章 総 則

（名称）

第1条 この団体は、名称を ARK-ANGELS（アーク・エンジェルズ）という。

（事務所）

第2条 この団体は、主たる事務所を、大阪府大阪市都島区都島北通2－20－2に置く。

（目的）

第3条 この団体は、国内において動物愛護と動物の飼育管理の指導、動物の保護及びこの里親探しに関する動物福祉活動を行い、日本の将来を背負っていく子供たちの社会的情操教育の普及、指導に貢献し、人間と動物が共存できる社会を形成しそれらに寄与することを目的とする。

（活動）

第4条 動物達が法律により捕獲・遺棄にて処分施設に収監され殺処分される事から救う事を最重要課題として活動する。

- 2 保護された動物を会員家族の元で心身ともに癒し、社会復帰するまで飼養する。
- 3 保護した動物の新しい飼主を探し、譲渡契約をして終生飼育を指導する。
- 4 動物の繁殖制限を奨励し不妊手術を実施する。
- 5 余生が短いと感じた動物の終生飼養を団体収容施設にてする。
- 6 動物愛護活動の為に募金、寄付金の募集をする。
- 7 動物愛護の普及啓発活動を行う。
- 8 その他目的を達成するために必要な事業をする。

第 2 章 会 員

（種別）

第5条 この団体の会員は、次の三種類とし、団体に登録する。

- 1 正会員（ホワイト、グリーン、オレンジエンジェルズ）
この団体の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- 2 賛助会員

この団体の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

3 名誉会員

この団体に功労があった者又は学識経験者で団体において名誉会員として推薦された個人又は団体。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を団体の代表に提出し、代表の承認を得なければならない。

2 代表は、正会員、賛助会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、団体において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、その理由を問わず、これを返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

① 本人が死亡したとき。団体にあっては解散したとき。

② 正当な理由なく、会費を3ヶ月以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、団体において退会と決議したとき。

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、団体において、出席役員の3分の2以上の議決にもとづき除名することができる。但し、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

① この定款に違反したとき。

② この団体の名誉を著しく傷つけ、又はこの団体の目的に反する行為があったとき。

第 3 章 役 員

(役員の種別及び定款)

第 1 0 条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事役員 5 名以上 15 名以内
- (2) 監事役員 2 名以上 3 名以内

(役員の選任)

第 1 1 条 理事役員及び監事役員は、総会によって正会員の中から選任する。

2 理事役員の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 常任理事 2 名

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼任することはできない。

(理事役員の職務)

第 1 2 条 理事長は、この団体を代表し、その業務を統括する。

2 常任理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

(監事の職務)

第 1 3 条 監事は、次の業務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この団体の財産の状況を監査すること。
- ③ 前 2 号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- ④ 前号の報告をする為に必要がある場合には、総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員の任期及び欠員補充)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員の3分の2以上の決議にもとづいて解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき。

(3) その他、役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第17条 この団体は、理事会の決議により、顧問をおく事ができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

3 顧問に関する必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第4章 総会

(総会の構成及び種別)

第18条 総会は、この団体の最高意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第19条 総会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、この団体の運営に関する次の事項について議決する。

- ① 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- ② 事業報告及び収支決算の承認
- ③ 役員の選任又は解任
- ④ 他の団体との合併
- ⑤ その他この団体の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 定時総会は、毎年5月中に一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- ② 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって召集の請求があったとき。
- ③ 監事が第13条第1項第4号の規定により召集したとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、理事長が議長になる。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第24条 正会員は、総会において、すべて均一の表決権を有する。

2 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 総会の議決事項は、この定款の規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の運用については、その正会員は、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(会議の議事録)

第26条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成及び権能)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項。
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第28条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- ③ 監事から召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がこれを行わないときは請求者自ら

が召集できる。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

4 理事会には、第43条に定める事務局の職員を同席させることができる。

(理事会の議長及び理事)

第30条 理事会の議長は、理事長が当たる。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事1人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

(資産の区分)

第32条 この団体の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- ① 非営利活動に係る事業
- ② 収益事業

(資産の管理及び経費の支弁)

第33条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この団体の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第34条 この団体の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- ① 非営利活動に係る事業
- ② 収益事業

(事業計画及び予算)

第35条 この団体の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第36条 前条に規定する予算には、予算超過または予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 第35条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第38条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第39条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 7 章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

第 8 章 事 務 局

(事務局の設置)

第 4 1 条 この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任命する。

4 理事は、理事会の承認があったときは、事務局長もしくは職員と兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 9 章 雑 則

(委任)

第 4 2 条 この定款に定めるもののほか、この団体の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この団体の設立の日から施行する。

2 この団体の設立時の入会金及び会費は、第 7 条 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

① 正会員 入会金 10,000 円 会費年額 12,000 円、36,000 円、60,000 円

② 賛助会員 入会金 100,000 円 会費年額 120,000 円

3 この団体の設立当初の役員は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 6 月 30 日までとする。

- | | |
|---------|-------|
| 1. 理事長 | 林 俊彦 |
| 2. 常任理事 | 藤井 一滋 |
| 3. 常任理事 | 林 加津子 |
| 4. 理事 | 岩城 尚美 |
| 5. 理事 | 安田 倫子 |

- 6. 理事 東田 修
- 7. 理事 鹿野 悦子
- 8. 理事 倉住 明子
- 9. 理事 山口 陽代
- 10. 理事 福西 毅
- 11. 理事 福西 知子
- 12. 理事 徳永 勝子
- 13. 理事 井塞 富美
- 14. 監事 川端 修
- 15. 監事 川端 満里子

4 この団体の設立初年度の事業計画及び予算は、第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この団体の設立初年度の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

平成 18 年 6 月 30 日

動物愛護団体 ARK-ANGELS（アーク・エンジェルズ）

設立代表者 林 俊彦